

ご注意ください！

施術所の広告には制限があります

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下「あはき法」）及び柔道整復師法（以下「柔整法」）に定められた事項以外は、広告することはできません。

また、広告可能な事項、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならないとされています。（あはき法第7条第2項、柔整法第24条第2項）

あはき法に基づき広告可能な事項（あはき法第7条第1項）

- (1) 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- (2) 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業又はきゅう業）
- (3) 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- (4) 施術日又は施術時間
- (5) その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日付厚生省告示第69号）
 - ア もみりょうじ
 - イ やいと、えつ
 - ウ 小児鍼（はり）
 - エ 医療保険療養費支給申請ができる旨（療養費の支給にあたっては、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）※
 - オ 予約に基づく施術の実施
 - カ 休日又は夜間における施術の実施
 - キ 出張による施術の実施
 - ク 駐車設備に関する事項

柔整法に基づき広告できる事項（柔整法第24条第1項）

- (1) 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- (2) 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- (3) 施術日又は施術時間
- (4) その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日付厚生省告示第70号）
 - ア ほねつぎ（又は接骨）
 - イ 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）※
 - ウ 予約に基づく施術の実施
 - エ 休日又は夜間における施術の実施
 - オ 出張による施術の実施
 - カ 駐車設備に関する事項

《広告できないものの例》

- ！ 適応症（腰痛、むち打ち、交通事故など）は「技能」に該当するため広告できません。
- ！ 流派名（〇〇流など）は「施術方法又は経歴」に該当するため広告できません。
- ！ 労災保険や自賠責保険等の保険は上記※に含まれないので広告できません。また、「各種保険適用」という表現は、医療保険以外の内容を含むとも読めるため広告できません。